

令和２年度第１１回御船町議会定例会（１月会議） 議事日程

令和３年１月27日

午前10時00分開会

１ 議事日程

第１ 会議録署名議員の指名

２番 井 藤 はづき 君

３番 宮 川 一 幸 君

第２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

第３ 議案第７３号 工事請負契約の締結について

第４ 議案第７４号 令和２年度御船町一般会計補正予算（第１２号）について

２ 追加日程

第１ 緊急質問

３ 出席議員は次のとおりである（14人）

１番 中 城 峯 雄 君 ２番 井 藤 はづき 君

３番 宮 川 一 幸 君 ４番 福 本 悟 君

５番 田 上 英 司 君 ６番 増 田 安 至 君

７番 森 田 優 二 君 ８番 岩 永 宏 介 君

９番 福 永 啓 君 10番 田 上 忍 君

11番 藤 川 博 和 君 12番 清 水 聖 君

13番 井 本 昭 光 君 14番 池 田 浩 二 君

４ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長 本田 隆裕 君

５ 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町	長	藤 木 正 幸 君	副	町	長	野 中 眞 治 君
教	育	長	本 田 恵 典 君	総	務	課 長 藤 野 浩 之 君
企	画	財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税	務	課 長 畑 野 英 樹 君
町	民	保 険 課 保 険 係 長	鶴 野 優 子 君	福	祉	課 長 西 橋 静 香 君
こ	ど	も 未 来 課 長	田 中 智 徳 君	復	興	課 長 島 田 誠 也 君
健	康	づ くり 支 援 課 長	作 田 豊 明 君	農	業	振 興 課 長 井 上 辰 弥 君
商	工	観 光 課 長	鶴 野 修 一 君	建	設	課 長 野 口 壮 一 君
環	境	保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会	計	管 理 者 上 村 清 美 君
学	校	教 育 課 長	西 本 和 美 君	社	会	教 育 課 長 沖 勝 久 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、令和2年度第11回御船町議会定例会1月会議を再開します。

本日の会議は、町民保険課の説明員として宮崎町民保険課長の代わりに、鶴野町民保険課係長が出席されます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、井藤はづき議員、3番、宮川一幸議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

議長、諸般の報告。

休会中における諸般の報告をいたします。1月14日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会1月会議の進行等について協議を行いました。第11回御船町議会定例会1月会議の会期日程は、本日1月27日、1日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回は新規の陳情・請願はありませんでした。

次に、議会全員協議会を1月21日に開催し、執行部から1月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和2年11月の出納検査は12月23日と24日の2日間、令和2年12月分の出納検査は1月19日と20日の2日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

次に、御船町議会あおぞら会議について報告します。12月21日、役場第2分庁舎において、御船町観光協会とのあおぞら会議を行いました。観光協会からは沖田会長ほか7名、議会側からは議長と議会運営委員5名が参加し、コストコ進出による御船町の観光対策をテーマに意見を交わしました。内容は議会ホームページ等で御紹介しますが、町観光協会と恐竜博物館との連携強化やふれあい交流センターを核とする賑わいの創出など、たくさんの貴重な御意見をいただきました。

次に、御船町議会独自研修について報告します。令和2年度の議会独自研修を12月22日、審議会室において実施しました。今回は、熊本大学法学部の伊藤洋典教授を講師に招き、「地方議会にいま求められているもの」をテーマにご講話をいただきました。地方議会議員選挙における投票率低下と無投票当選者の増加が住民の議会への関心の低さに関係していることなど、今後の議会のあり方を考える上で大変参考となる内容でした。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

12月27日から29日の夜間に、消防団による年末警戒を行いました。新型コロナウイルスの影響を考慮し、地元住民や本部からの激励は行わず、火災予防の広報のみを実施しました。なお、毎年恒例で1月に開催しております出初め式も中止いたしました。

また、1月3日、玉虫地区内において1件の住宅火災が発生しました。2分団を中心に延べ49人の団員が出動し、消火いたしました。幸いにも負傷者はいませんでした。

次に、企画財政課について報告します。

コロナ禍で世帯収入やアルバイト収入が減少し、就学の継続が困難になっている大学生や専門学校生等に対する町独自の支援策である御船町大学生等応援給付金の交付が完了しました。8月3日から12月28日までの約5カ月間で申請受付を行い、交付決定件数で195件、対象学生数で215人、交付総額は430万円でした。

次に、ふるさと納税のさらなる推進のため、11月3日から新規サイトとしてふるさとプレミアムを開設いたしました。また、返礼品に協力機関のチケットを加え、御船町に来町していただけるような仕掛けも開始いたしました。

このような取り組みの結果、12月末までに約22億円の寄附が集まっています。本会議では議案として6億円の補正予算案を上程していますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

次に、福祉課について報告いたします。

本年度も町内のすべての小学校、中学校及び高校の生徒を対象に、認知症サポーター養成講座を開催しているところですが、新型コロナウイルス感染症が拡大した1月はリモートで実施いたしました。御船高校、介護事業者及び役場をリモート回線をつないで開催し、1、2年生172人が受講されました。この認知症の学びを家庭や地域で生かせることを期待しています。

次に、こども未来課について報告します。

年度末完成を目指して増築工事が進められている若葉保育園で、12月17日、園児や保育士が見守る中、上棟式が行われました。上棟式では、感染症対策を十分に講じた上で、昔ながらの餅まきならぬ菓子まきが行われました。コロナ禍で軒並みイベントが中止になっている園児たちにとっては、楽しい一時となり、「上手にキャッチできて嬉しかった」「またやってほしい」と話していました。

次に、復興課について報告します。

12月5日、御船町最後のプレハブ仮設団地となる今城仮設団地において、地域支え合いセンター主催による今城仮設団地お別れ会が開催されました。当日は、入居者をはじめ、元入居者や地元住民が参加し、これまでの活動をスライドで振り返るとともに、参加者全員で記念撮影を行いました。今城仮設団地については、今月中にすべての入居者の退居が完了し、2月から解体工事に着手することとなっています。これによりプレハブ仮設団地14カ所すべての解体が行えることとなります。また、甘木、東小坂、落合の木造仮設住宅

についても、1月15日から順次解体が行われ、今年度中には建物がなくなる予定です。すべての建設型仮設住宅の閉鎖に伴い、御船町地域支え合いセンターも今年度いっぱい閉所となります。これまで多くの被災者に寄り添い、再建に向けた支援を行ってきました。4月以降は地震前同様、地域での見守り等に移行しますが、これまでのノウハウを活用しながら、御船町社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、引き続き必要な支援を続けてまいりたいと考えています。

なお、1月末時点の仮設住宅入居者数は、みなし仮設住宅に1世帯2人となる見込みです。

次に、健康づくり支援課について報告します。

新型コロナウイルス感染症対策として、国が2月下旬から開始を目指しているワクチン接種に向け体制づくりに努めております。予定では、医療機関関係者から接種を開始し、3月下旬頃から住民接種となります。85歳以上の高齢者と基礎疾患を持っている方々から優先的に実施、住民全員への2回接種を計画しています。国の方針にのっとり、町内の医療機関と協議しながら、予算確保や職員の配置など万全な体制を整えてまいります。

次に、農業振興課について報告します。

第2上益城中央区中山間地域総合整備事業の採択に伴い、今年度から区画整理事業に着手する釜出地区堤ノ本工区と浅の藪地区樺迫工区の第1回換地委員会を1月12日と13日に開催し、委員の委嘱状交付を行いました。今後は中山間地域における営農の効率化、農業生産の向上、担い手確保及び地域の活性化を図るため、換地委員会や関係機関と連携し事業を進めてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

町独自のコロナ対策であるプレミアム商品券発行事業の第2弾は、12月31日をもって終了しました。6月から8月にかけて実施した第1弾と合わせますと、約4億4,000万円が町内の店舗で消費され、地域経済の活性化に寄与いたしました。

また、同じくコロナ対策で実施している感染防止対策を積極的に実施する町内飲食店を承認する取り組みについては、現在22店舗を感染症対策実践店として認証しています。認証を受けた実践店には利用者がわかるようにのぼりやステッカーの掲示を行い、店舗名は町ホームページや広報で公表しています。

次に、社会教育課について報告します。

1月10日にカルチャーセンターホールにおいて成人式を開催しました。1部の式典では、新成人175人のお祝いを粛々を行うことができました。また、第2部では成人式実行委員会の自主運営で行い、小中学校時代の恩師をゲストとして招き、温かいお祝いの言葉をいただきました。式典開催に当たりましては、参加者並びに関係各位の御協力と御指導のもと新型コロナウイルス感染防止対策を行い開催できましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

すみません、1カ所訂正をさせていただきます。健康づくり支援課のところにおきまして、本来ならば65歳以上の高齢者と言わなければいけなかったところを私が「85歳」と言ってしまいました。「65歳」に訂正をお願いしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第73号 工事請負契約の締結について

### 日程第4 議案第74号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第73号、「工事請負契約の締結について」から、日程第4、議案第74号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第12号）について」までの2件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第73号、工事請負契約の締結について。団体営農地等災害復旧事業松向地区工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。工事契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第74号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第12号）。令和2年度御船町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億1,429万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億8,412万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第73号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点について、お尋ねをします。

先般の全協において、宮川議員から質疑があったかと思いますが、まず令和3年度の、この水稻の作付については耕作ができるということではっきりしているところではありますが、今回のこの工事が9,600万円というところで、地域受益者の負担割合というのはどのようになっていますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

補助率につきましては、施設災害99.1%、受益者が0.9%となっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） この該当の農業用水路については、これまでも、例えば8月の議会等で補正が組まれたりして今日に至っているわけですが、これまでの経緯を確認したいと思いますので、説明を求めたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

当該施工箇所につきましては、令和元年7月に梅雨前線豪雨で1回被災しております。その後災害査定を受けまして、令和2年の6月に発注を予定としておりましたが、6月の梅雨前線豪雨で再被災をしております。そのときまでには水路本体が被災し、通水は可能な状態となっておりましたが、また翌7月の豪雨で拡大崩壊し、今度は山腹上部からの大幅な拡大崩壊を発生しております。その後、7月に農災と県の治山事業の協議を行っております。

別添の資料にありますように、写真の一番下段になりますが、ブロック積から手前のほうを農災で行いまして、ブロック積から上部のほうを県の緊急治山事業で行うということで、そちらは事業主体が県になっております。その後、7月22日から9月17日まで、こちらは8月議会で承認をいただきました工事費とポンプ2台分の、合わせて304万円を御承認いただいておりますが、営農への配慮ということで、通水を行っております。

次に、10月26日災害査定を受けておりまして、事業費が確定しております。1億1,078万9,000円、こちらにつきましては、12月議会で補正の承認をいただいております。翌、今年の1月12日に入札を行っております。一応落札率が90.2%ということで仮契約を結んでおりまして、本日の議会承認をいただきました後に本契約というところで計画を考えております。

一応、2月から4月までの間を、仮設道路設置それから仮パイプの設置ということで、営農への配慮ということで、水稻の苗代の準備が4月ぐらいから始まりますことから、通水を4月上旬まで行うというところで計画しております。それと、実行期の延伸につきましては、3月に財務局と繰り越しの承認をいただきました後に、3月議会に繰越明許として上程をさせていただきます。工事につきましては、6月から10月までの間は出水期となりますので、工事を一時中止します。そして、11月から工事を再開しまして、翌年3月に工事完了というところで計画を予定しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 落札率をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） 90.2%です。

○議長（池田浩二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第74号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第12号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 歳入説明書の2ページです。町長の行政報告でもありましたけれども、ふるさと納税寄附金が10月議会で11億円の増額補正に続き、今回また6億円の増額補正ということで爆発的に増えまして、合計20億円となっています。担当者の努力に敬意を表したいと思います。

御船産の米が大人気ということでありますけれども、米の確保は十分、大丈夫でしょ

うか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、ヒノヒカリ12キロ、1万円の規格の米は、これは11月12日で予定数量に達しまして、受け付けは終了しております。次に、無洗米の12キロ、1万円の規格につきましても、12月3日に予定数量に達しまして、受け付けを終了しました。現在は、ヒノヒカリと森のくまさん玄米10キロ、それに白米8キロ1万円の米を返礼品として掲載しております。

○1番（中城峯雄君） 米の量が減りましたですね、8キロ、それでもみんな納税をしてくれるということはあると思います。わかりました。

次に、24億円のうち、返礼品とか諸費用がありますね。サイトの手数料とかありますが、これを差し引いた実質の自主財源、これは幾ら見込んでおられますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 予算上の見込みでお答えしたいと思います。まず、ふるさと納税の給付金、24億円に対しまして、約40%に当たります9億6,800万円になる見込みと、自主財源となる見込みと想定しております。

○1番（中城峯雄君） 9億円の自主財源ということになりますよね。これをいかに町民のために有効に使うかということですが、3点目に、藤木町長の広報みふねに掲載された新年のごあいさつの記事を読ませていただきました。その中で、こんな記事がありましたよね。「ふるさと納税をまちづくりに活用するのは当然のことだが、重要なことはそこで生まれた人のつながりをどう生かしていくか。さらには御船町のファンとなっただき、末永くおつきあいしていただくにはどうすべきかを考え、政策へとつなげていくところであります。」ということです。このとおりだと思いますが、私たち議員は、今回も補正で上がったり、継続的に補正でハード、ソフト、こういった事業に活用されておるなというのがわかりますけれども、果たして一般町民がこれを、この記事を理解できるのかなと思います。いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、町民の皆様に対しましては、ふるさと納税活用事業の公表につきましては、今年度、令和2年度のみふね広報10月号にふるさと納税を活用した事業の一部を公表しております。今後はさらに町民の皆様によりわかりやすくするために、備品とか建物にふるさと納税のシールを作りまして、ふるさと納税を活用した備品とか建物であるというPRを行っていきたくと検討しております。

○10番（田上 忍君） 予算説明書で、まず4ページですが、児童手当が今回同額で補正されていますけれども、当初の見込みでかなり多かったということですが、この要因というのはどういうことが考えられるのですか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

児童手当は申請主義ということで、申請者が受給権があると。あとは、年1回、6月に現況届というのを出してもらわないといけません。これが出ないとまた受給権がなくなります。この現況届未提出者は、2年遡及できるんですけれども、これの未提出者の提出があったと。それともう1つは、未申告者は受給権がなくなります。未申告者が申告をしたということと、あとは今宅地造成が進んでいますけれども、転入者、あとは出生、こういうのが大きな要因となっています。

○10番（田上 忍君） わかりました。転入者が大分多かったのでしょうかね。

続いて、5ページは、今度はひとり親家庭の医療費が増額ということで、これについても要因を教えてください。

○こども未来課長（田中智徳君） これは受診者が増えたということが一番の要因ですが、当初予算が、昨年度が一昨年より受診者が少なかったものですから、少な目といいますか、予算計上のときにもう少し見込んでおけばよかったなというところもあるんですけれども、受診者が増えたということが要因になっております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、当初予算を組むときに見込みが甘かったということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） 前々年度より前年度が少な目だったということもありまして、まあ、そういうことになります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。それで、6ページ、7ページあたりに新型コロナワクチン関係が載っております。これは関係機関との会議ということで、関係機関という文言がたくさん出ているんですが、ここで言う関係機関というのはどういうところを指しますか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

関係機関と申しますのは、特に医療機関の協力体制が一番大事なものですから、その医療機関との会議等を今関係機関ということで定めております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。この新型コロナ関係で、先ほどの町長の行政報

告では、65歳以上の高齢者と基礎疾患を持っている方を優先的とありました。その後、住民全員への2回接種を計画しているとあるんですが、これは強制になるんですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 集团的、この接種につきましては、強制ということはありません。あくまでも本人の意思を持って申し込みを取っていったって、2回接種ということとで今後進めてまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。今後、これについては見守っていきたいと思います。

それから最後になりますが、9ページ、ここに委託料ということで、今までもいろいろ幾つか質問していたんですが、不法投棄によるパトロールを実施した結果何かがあったということだろうと思うのですが、どういうものがどこにあったのか。それと量はどれぐらいあるのかについて教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらの事業の概要としましては、県の廃棄物対策課と熊本県産業資源循環協会支部によりますヘリコプターでのパトロールが実施されておりまして、今年1月には御船保健所と各町、宇城支部による詳細な現地調査が行われております。本町では広域農道、マミコウロードですけれども、そちらにおいて5カ所で家電製品などの不法投棄が確認されております。

補正の理由としましては、今年度の事業につきましては、御船町と益城町が対象として選定されておりまして、不法投棄の撤去作業が2月19日に行われますもので、1月の議会に補正予算として提示をさせていただいております。

なお、宇城支部で撤去にかかります機械、運搬、人件費等すべてされますので、町は負担料のみということで補正予算を上げておりますが、13万8,270円が町の負担となります。主なものにつきましては、冷蔵庫が2台、洗濯機が2台、あとは混合廃棄物、これは混ぜ混ぜのごみがあります。あとは瓦くず、タイヤ、廃プラスチック類ということで、場所につきましては、北田代トンネルを下りまして100メートル付近の右側の道路沿いで2カ所、主に洗濯機が不法投棄されております。次に3カ所目です。川内田橋から川内田地区に向かって200メートル付近の右側の道路沿いで1カ所確認されておりまして、主に冷蔵庫2台が不法投棄されております。それと、マミコウロードから下りまして、下鶴地区へ向かう町道の入口付近の山林で1カ所、こちらは主にパソコン、プリンターが各

1台ずつ不法投棄されています。最後に滝尾橋から上野方面に向かって200メートル先の右側の道下で1カ所、こちらは主にスレート、タイヤなどが不法投棄されておりました。

○10番（田上 忍君） かなりいろいろな物が捨てられているということですが、電化製品等  
はもしかしたら持ち主がわかるかもしれないということがあるかと思うんですけど、その  
辺の調査とかはされたんでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

1月に行われました保健所と町部局、それと宇土支部の詳細な現地確認の中で確認は  
されておりますが、主だってどこのどなたというところまでは判明されていないというこ  
とです。

○10番（田上 忍君） こうやって不法投棄、過去にも何回も上がってきておりますけど、ま  
ずはこの不法投棄をなくすことが大事だと思うんですけども、これについての何か新た  
な対策等は考えていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

不法投棄の対策につきましては、やはり啓発活動それからパトロール等を実施して、  
その不法投棄をされそうなところには看板等の設置と。あとは広報等による広報、そうい  
うのを実施をしているところであります。

○10番（田上 忍君） 今の答弁を聞きますと、新たに何かやるということはあまり受け取れ  
なかったんですけども、今後、どうやっていくか考えていかなければいけないと思いま  
す。また、詳しいことは今後一般質問等でまた質問させていただきたいと思えます。

○9番（福永 啓君） 歳出予算説明書、6ページ以降ですが、先ほども田上議員から質問が  
ありましたが、コロナウイルスワクチン接種に伴う予算が幾つか上がっております。コロ  
ナウイルスワクチン接種に関しましては、国が責任持つて行くと皆さん御承知おきのこ  
とだと思いますが、ウイルスワクチン接種に伴う予算の歳入に関する事業に関する歳入、こ  
れはすべて国から予算措置されているのか。仮にされていない部分があるとすれば、なぜ  
そのような状態になっているのか。そのあたりをお答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、福永議員が言われたとおり、原則ワクチン接種に関しましては国の全額負担とな  
っております。しかし、これは町も初めての今回ケースでありまして、予算の執行をスム  
ーズに図るためにも、一般財源を約120万円程度予算を加算しております。今後これに関

しまして、なるべくなら今後補助金なりで済ませていきますが、スムーズに図るためにはやはり一般財源が必要と考えておりますので、そのような方向で予算組みを行っております。

○9番（福永 啓君） そうしますと、コロナウイルスワクチンに伴う予算措置は国からきちんとされているが、今回、恐らく初めてのことでありますので、それに関する、きちっと皆さんにワクチン接種の体制を整えるために、町として別に予算を組んだということですね。ですから、それを使うかどうか、というのは、実際にその時期になってみなければわからないと。これはあくまでも準備で、皆さんにきちっと接種されるための予算であるというところからよろしいでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 議員のおっしゃる、そのとおりであります。

○4番（福本 悟君） 同じく歳出予算説明書の6ページからですが、新型コロナワクチンで確認をさせていただきたいと思います。今回、人件費からいろいろな予算がっておりますが、少しわからない点がありますのでお尋ねをさせていただいています。

今、報道ではいろいろ毎日のように情報等流れておりますが、今回の予算を見ると、健康づくり支援課で予算が上がっておりますので、町の体制といいますか、そちらは健康づくり支援課でされるかなというところのお尋ね、それと、集団の接種の会場は、現在どのように計画されているのか。

それと、今回の補正で、実際ワクチンの接種が開始をされるのか。ただ、今回はこの体制づくりだけの予算なのか、どうしてもまだ理解できませんので。報道を見ると医療機関を最初に始めてということですので、そのあたりのワクチンの関係が今回は入っているのか。それともワクチン接種がまだ全然入っておらず、次回の補正になるのか、現在わかる範囲で、わかりやすく流れのほうの説明をいただきたいと思います。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

ワクチン接種につきましては、先ほど町長の答弁の中で、65歳以上の高齢者から始まるということで、町民のほうなんですけれども、まず、2月下旬から医療機関が始まります。その体制につきましては、現在ワクチンの情報が今常時入ってきております。今後新型コロナワクチンの現時点での特定や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素が今あることが、接種開始の時期も具体的に見定めているところにあります。

確かに住民接種、言われましたように集団健診か個別かということになりますけれど

も、今医療機関と協力体制をしっかりと密にして体制を整えないと、なかなかうちはできないと。その情報もいろいろ入ってきていますけれども、100人以上の接種ができるところがうちはないものですから、ですから個別、集団接種かなというところで考えていますけれども、あらゆる方面からいろいろな情報を得ながら、医療従事者と一緒になって3月からの高齢者接種に向けて、町内の医療機関と一緒に、また、郡の医師会あたりの協力を得ながら、町民に安心をしていただける体制づくりをしていきたいと思います。まずもって、医療機関の受診から始まります。

予算的には、この予算の中には、体制づくりなんですけれども、医療者への受診はまず500名と考えていますけれども、その受診の費用については、補正ではなくて、流用関係を考えていきたいと考えています。

○4番（福本 悟君） ちょっと理解がすみません、できませんでした。今回の補正で、ワクチンの接種が町の予算で開始を、今後3月まで補正がなく、高齢者までこの予算で開始をされるのか。それとはまた今後何らかの補正が出てくるのか、そこだけお願いします。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 今回の予算につきましては、体制づくりと医療機関への接種の準備体制ということで考えています。町民接種については3月下旬からと言いますけれども、4月に入りまして、新年度で対応したいということで考えております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私から若干予算について御説明したいと思います。

今回、この1月に上がりました予算につきましては、今、健康づくり支援課長から体制づくり、医療従事者への接種のみ、それと3月の議会におきまして、65歳以上の高齢者以降は3月の予算で計上したいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 1点だけお尋ねします。

11ページに、道路橋梁開始に伴う式典開催ということで、これはコストコ周辺の道路橋梁ですよ。追ってまた全員協議会あたりで説明はあると思いますけれども、よかったら概略の説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 道路の開通の式典費用ということで計上をさせていただいているわけですが、今議員がおっしゃったとおり、小坂八竜地区の道路改良に係るコストコ周辺の開通式の費用になっております。これまで、短期間の中での、約1.7キロほどの整備をしたということで、ここまでたどり着けたのもやはり国・県、地権者それから施工業者の皆さん、それからあらゆる機関の協力をいただいてここまでの進捗を見たというところ

を、感謝を伝える式典と、あと1つは、今後コストコがオープンしたりしますので、多くの交通の流れがあって、賑わいを創出する中での、やはり今後の安全祈願も含めたところでの式典ということにしております。

今回のコロナ禍の中での式典ということで、必要最小限の人数で執り行うという計画でしております。例えば、地権者であれば、地権者の代表1名という出席を依頼して執り行っていくというもので計画をしていきます。

○1番（中城峯雄君） 2～3日前にも歩いてずっと工事をされているところを見にいきましたけれども、心配されておった道路の、一番遅れていた八竜甘木線のほうの舗装も済んで、随分進捗状況も進んでおります。予定どおりに道路はできるのかなと思っております。ぜひ最後まで気を緩めることなく、よろしく願いしておきます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第12号）」についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

新型コロナ撲滅への町の姿勢についての件について、5番、田上英司議員より緊急質問の申し出があります。

田上英司議員の新型コロナ撲滅への町の姿勢についての件を議題とし、採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

田上英司議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、田上英司議員の緊急質問は同意されました。

これより、追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 緊急質問

○議長（池田浩二君） 5番、田上英司議員の発言を許します。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。

緊急質問は規定により、天災事変、騒擾、その他不時の大事故となると定められておりますことから、本年1月14日、熊本県独自の新型コロナに対する緊急事態宣言が発出されておりました、我が国でも、戦後我々が経験するかつてない人命にかかわる最悪の危機を迎え、住民の不安も増大しており、まさに未知のウイルスによる天災事変であると認識して、貴重な時間をいただいて、緊急質問をいたします。

御船町においても、連日のように発生が後を絶っておりませんが、町行政も必死の努力をされておられますことは十分承知して敬意を表し、撲滅を願って、地方は情報不足と言われておりますが、少しでも住民の方々に情報を提供する意味からも、新型コロナ撲滅への町の姿勢についてお尋ねして、質問をしたいと思います。

個別の質問は質問席において行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、2019年中国の武漢で発生し、日本にも2020年1月に上陸し、熊本県下でも2月22日に確認されました。その後、御船町において本日まで、町内住居者の教育施設、介護施設のクラスターが2件発生し、51人の陽性者が確認されており、うちお一人の方が22日にお亡くなりになっておられます。御冥福をお祈り申し上げます。

今後引き続き感染状況を踏まえ、県が決定する対策にのっとり、住民や関係機関へ感染防止対策の徹底のため、周知啓発を行ってまいります。併せて、御船町新型インフルエンザ等対策行動計画、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、感染状況に対して体制づくりに努めてまいります。また、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた

体制整備は、上益城郡医師会、県御船保健所等との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた体制の強化に取り組んでまいります

なお、町内でも感染対策、片や関係者の方々に不覚な情報に基づいた不適切な取り扱いや誹謗中傷等がないように、正しい知識や情報により判断や行動をお願いし、住民の皆様方へあらゆる機会を通して、さらなる周知啓発を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○5番（田上英司君） それでは、個別の質問に入ります。質問1ですが、今町長の答弁の中にかなりの部分が入っておりましたので重複するかと思いますが、町長が答弁でおっしゃったとおり、コロナ発生に対しては、全国各地で誹謗中傷、犯人捜しみたいにSNS等のフェイクを拡散させている心ない者がいるのも実状なんです。その中で、行政はプライバシーの保護と安全の確保のために、このような非常識なやからとの狭間で神経を使ってでき得る、考えられる対策を講じておられると思います。

まず、お尋ねしたいのは、今町長は51名の方々が発症されて、残念ながら1名がお亡くなりになったという答弁でしたが、当然、回復された方もいらっしゃると思いますが、収束に向かっているとの判断か予断を許されない判断なのか。実務的な答弁をいただきたいと思います。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 御船町の感染状況につきましては、先ほど町長が申しましたように、1月25日現在ですけれども51名の発生が確認されております。町内の教育施設、高齢者施設においても、クラスターの発生が確認されている関係上、町としても熊本県の全体の感染状況も踏まえながら、新規の感染者は依然高い水準を維持していると考えております。リンクなしの感染者も高い水準にあることから、今後油断なく感染防止対策を徹底して継続する考えでおります。

○5番（田上英司君） それでは2点目です。毎日この数字は全国的にも変動はありますね。地域医療は逼迫しているということを毎日耳にするんですが、町の住民の方々が感染した場合に、自宅療養は除いて、ホテル療養を含めて、医療圏はどこになるのか。また、町に基幹病院があるのか、お尋ねしたいと思います。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 上益城におきましては、熊本市と上益城地域は、熊本・上益城地域保健医療圏として緊急医療や災害時の保健医療体制を構築しております。新型コロナウイルス感染が判明した場合、本人への聞き取り調査と医師の判断を踏まえて、

保健所において年齢や症状等の基準を設け、入院もしくは宿泊療養所ホテルへの調整を行っております。

また、発熱患者の診察・検査医療機関としまして公認されている指定医療機関は、町内に1カ所あります。ですが、入院医療のできない医療機関でございますので、以上、報告しておきます。

○5番（田上英司君） 1カ所あるということは、本町の病院をいわゆる二次的な医療圏としての設計図が描けるということですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 今議員がおっしゃるように、機構図はできません。あくまでも医療機関で、入院はできませんけれども、指定医療機関として町内に1カ所設けてあります。

○5番（田上英司君） はい、わかりました。それでは、質問3つ目です。罰則付きの特措法改正が計画されております。また感染症予防法の罰則も視野に入っておるようですが、御案内のとおり特措法の罰則の過料はあやまち料です。50万円以下の行政罰であります。感染症予防法の言うところの科料はとが料です。理科・算数の理科の科で、科料なんですね。これは刑事罰です。これは入院拒否とか何かした場合に、懲役1年、罰金100万円以下とかいうことを言われておりましたが、懲役刑はなくそうではないかという話は出ておるようですが、問題は、熊本県もいわゆる時間短縮要請、特措法に基づく時間短縮要請等が発出された場合、この行政罰である過料、過ち料の徴収、取り締まりは自治体でやらなければいかんわけでしょう。どこの部署で行うのか。過ち料を払ってでも営業をする、時短要請に従わないという業者が出てくると、非常に困難な作業が出てくるのではないかと思うわけです。

皆さんも御案内のとおり、埼玉県では自治体と警察が一体となって巡回して、要請に従わない店を訪問するということも検討されているということなんですが、御船町において、この行政罰の執行です、これに対する検討はされておられますか。お尋ねします。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 現在政府で、22日の新型コロナ対策を強化するための新型インフルエンザ対策特別措置法と感染症法、検疫法の改正案が閣議決定されております。今後、国・県の動向を踏まえて、町も対策を講じてまいりたいと考えています。

○5番（田上英司君） それでは4つ目の質問に入ります。先ほどほかの議員からもワクチンの関係でいろいろ質問がありました。また、町長の行政報告にありましたが、目前に実施

が迫っております集団免役が有望視されますワクチン接種、これは当然自治体が行うわけですが、いつまでに終わらせるか、見通せない状況だろうと思うんですが、膨大な仕事となるのは明白だと思います。政府にもワクチン担当大臣もできておるようですし、今日は川崎市でワクチンのシミュレーションがあつておるようですね。ぜひこれは、全国非常にバタバタされている状況だろうと思うんですが、接種には、先ほどの作田課長の話もありましたが、医師、看護師の確保、接種場所の選定と、ワクチンの保管場所、ワクチンの搬送、それに加えて高齢者の方々を接種場所までどうして、どうやって来ていただくか。そして、接種する人の待機場所、そして接種した後、15分か30分ぐらいは待機をしなければいかんということらしいんですが、そういった方々の待機場所等の確保など、困難な問題が山積していると理解しておりますが、奈良県でもワクチンの接種推進室というのがもう既に設けられておるようです。接種をする人、しない人、当然おられまして混乱もすると思います。

先ほどワクチン接種に関してはいろいろな質問があつておりましたが、その実施体制の構築は、やってみなければわかりませんが、現状の考えで万全ということでしょうか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

現在、国からの情報が不足している状況にあります。ですけれども、一定の情報を視野に入れながら今準備を進めていっております。新型コロナワクチンにつきましては、現時点では、ワクチンの開発や、先ほど言いましたように、生産に関して不確実な要素があり、設置時期が定まらない中、ワクチン接種が可能となった場合には、速やかに希望する住民全員が接種できるような体制を、国の方針を踏まえて準備を行っているところです。

具体的には、接種実施の間、継続的な人的確保、それと個別接種、集団接種を視野に入れた接種会場の確保及び医療機関との調整等、医療医師、郡医師会との連携を密にしまして検討を重ねていきたいと思います。

先ほど言われましたように、今日川崎市のほうで開催されているモデルを実践しながら、1時間に何人できるかとの設定も出てきますので、それを踏まえてしっかりうちのほうも検討してまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） それでは、ワクチン接種について、若干細かな点について2～3お尋ねしますが、このときに防護服の準備をされる予定ですか。お尋ねします。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） ワクチン接種につきましても、感染防止のために万全の体制を整えてまいりたいと考えています。

○5番（田上英司君） あってはならんことですが、副反応が出た場合、新型コロナの接種については、副作用とは言わんそうですね、副反応というそうですが、これが出た場合の相談窓口はどちらになるんですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） ワクチン接種の順番としましては、接種して、終わりましたら15分か30分ほどの様子を見て、今言われた副反応につきましては、国で対応するという事で聞いております。

○5番（田上英司君） それから、ワクチン接種がマイナンバーと紐付きという話も出ておりますが、マイナンバーの普及率はかなり低いと思うんですが、マイナンバーは持たなくても接種できるんですか、お尋ねします。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 今の状況では、マイナンバーはなくてもできるということに聞いております。

○5番（田上英司君） 先ほど課長の答弁でありましたように、強制ではないということでした。誰が接種したか、誰がまだ接種してないか、接種率の向上を期待して接種した人、しない人の公表はあるのですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） あくまでも個人情報ですので、その情報の書類はできないと思いますけれども、今「V-SYS」というシステムが入ってきますので、2回接種は必ず受けないと効き目ができません。21日以後に2回目がありますので、そのシステムを生かしながら、完全実施を進めてまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） 接種しない人に対しての再度の要請というか、連絡というのを今度される予定ですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 受診勧奨は常に行っていきたいと思います。100%を目指してやっていきたいと思いますが、そのシステムの状況により、また一人一人の体の状況もありますので、自分のかかりつけの病院あたりと相談しながら、受診も進めていけるのかなと思っています。

○5番（田上英司君） 最後の質問に入ります。今答弁があったように、いつこのコロナワクチンの接種が終わるかわからない、見通せない状況だろうと思います。先ほども言いました行政罰の執行やワクチンの接種だけでも、自治体が経験したことのない初めての業務が

始まろうとしておるわけです。とても皆さん執行部の方々は、日常業務の兼務の中で、これが遂行できるかということは甚だ疑問なんです。

私が言わんとするのは、新型コロナ対策課（仮称）なるものを臨時、応急的に立ち上げて取り組む必要があるのではなかろうかと。可能であれば、地域の区長とか民生委員とかができる仕事の応援支援をいただいて、本町一丸となった形で取り組むということも大切ではなかろうかと思いますが、こういった特別な部署を構築されるというお考えはありますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、健康づくり支援課が対応してまいりました。今回のワクチン接種につきましても、現在健康づくり支援課において体制の整備を進めているというところであります。引き続き今後も健康づくり支援課が担当として対応していくこととしています。したがって、新たな課を設置するというについては、今のところ予定はしていないというところであります。

ただ、このワクチン接種の実施に当たりましては、特に緊急的に行う必要もあると、それとやはり効率化が求められていくということ、そのあたりを十分考慮した上で、適正な人員配置を行っていきたいと考えております。このワクチン接種につきましては、やはり議員も言われましたとおり、全庁体制で取り組むということで、今後対応していきたいと考えております。

○5番（田上英司君） まだ本当問題が山積されている中で、手探りの状態であります。これまでの対策は、御案内のとおり自粛要請ばかりで、住民に安心させる具体的な対策がなく、住民の方々もコロナ慣れしている風潮があったということですのでけれども、少なくとも御船町では、発生をゼロにするということが最大の目標ではなかろうかと思います。

ちなみに政治は決断であり結果であると思いますが、今まさに藤木町長のリーダーシップが求められている。日々苦悩されておられると思いますが、住民は町政に期待を持っております。この前いいことがあったんです。私の知り合いが、保健センターに、具合が悪かったそうです、熱発して。電話したら、「症状が重くなった、具合がひどくなったらすぐに連絡をしてくださいね」ということで、優しい言葉、対応をしていただいたということで、温かい言葉をいただいたということで、くれぐれも保健センターに感謝して、その後元気になられたそうですから、感謝しておりますという言葉がありました。

まさに大変な作業をされておりますので、そういう喜んでいる人も、住民もおられます。今お伝え申し上げますけれども、現状は姿の见えないコロナ殺人犯と言っても過言ではないと思うんですが、対策のすべてが初めて、まさに激動と混迷と模索のときではないかを感じているところであります。困難なことがあっても、知恵を出して、対策の可能性を先取りする。そうしておけば、想定内の対策であったということもできますし、緊急事態宣言も、今は県の独自のも出ておりますが、実効性が担保されないという意味がないです。感染防止に不可欠な国と県と地方、ないがしろにしてもらわないように、くれぐれも町長には国と県との連携を密にして、住民に安心感を与えていただければ非常に嬉しいと思います。

さっき言いました、町の対応に喜んでいる住民もおります。これはもう、ここではつきりお伝えして、さらに困難な中頑張っていたきたいということで、質問を終わります。

○議長（池田浩二君） これで、令和2年度第11回御船町議会定例会1月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和2年度第11回御船町議会定例会1月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員